

8. 金蘭会保育園運営委員会規程

【平成30年2月28日制定】

【令和元(2019)年6月27日改定】

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、金蘭会保育園運営規程第5条第2項の規定に基づき、金蘭会保育園保育園運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 保育園の事業計画に関する事項
- (2) 保育園の運営に関する事項
- (3) 保育園の施設及び設備の整備に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 学校法人金蘭会学園 理事長
- (2) 金蘭会保育園 園長
- (3) 金蘭会高等学校・中学校 校長
- (4) 金蘭会高等学校・中学校 事務長
- (5) 千里金蘭大学児童教育学科 学科長
- (6) 保育園を利用する子どもの保護者 若干名

(任 期)

第 4 条 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、年2回以上開催する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、第3条で規定する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。ただし、当該者は、議決に加わらないものとする。
- 5 委員会における協議内容は、議事録等の掲示により利用者へ周知されなければならない。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、金蘭会保育園事務室において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程を改廃しようとするときは、理事長の決裁を経なければならない。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元(2019)年6月27日より施行する。